

報 酬 委 員 会 規 程

2021 年 11 月 1 日改正

武 田 薬 品 工 業 株 式 会 社

報 酬 委 員 会 規 程

第 1 条 (目 的)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、任意の機関として報酬委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- ②当社は、委員会に対する諮問を通じて、取締役報酬（取締役月額報酬、取締役賞与および取締役報酬としての長期インセンティブ（株式報酬）をいう。以下同じ。）の妥当性を担保する。
- ③当社は、社内取締役の個別の報酬額の決定を取締役会が委員会に委任することを通じて、当該取締役の報酬決定について客観性と透明性を担保する。

第 2 条 (委員会の位置づけ)

委員会は、取締役会の諮問機関とする。ただし、社内取締役の個別報酬額については、これを決定する機関とする。

第 3 条 (諮問事項および決定事項)

取締役会は次の各号に掲げる事項について、毎事業年度に委員会に諮問するものとする。なお、第1号乃至第3号に掲げる事項については、各事業年度における諮問にあたり個別の取締役会決議を要しないものとする。

1. 取締役報酬の基本方針（①報酬理念、②報酬水準、③報酬の構成および割合、④業績連動報酬については業績指標に関する方針、⑤非金銭報酬についてはその内容に関する方針、⑥報酬決定の委任に関する方針、⑦報酬決定プロセスに関する方針、⑧その他報酬に関する重要な方針（例えば、クローバックに関する方針、株式保有ガイドライン））の妥当性
 2. 取締役報酬の内容（①報酬水準、②業績連動報酬にかかる業績指標および各指標に関する目標、ならびに具体的な算定方法、③自社株報酬の具体的な内容、④その他報酬に関する重要な事項、を含む）の妥当性
 3. 各取締役の業績結果およびその評価に基づいた賞与額の相当性
 4. その他取締役会の決議によって諮問することを決定した事項
- ②取締役会は次に掲げる事項について、毎事業年度に委員会にその決定権限を委任する。
社内取締役の個人別の報酬の額の決定

第 4 条 (構 成)

委員会は、取締役会の決議によって指定する3名以上の取締役によって構成される。

- ②委員会の構成については次の各号を満たすものとする。
 1. 全ての委員が社外取締役であること
 2. 委員の1名以上は監査等委員であること
- ③委員の任期は、指名の時から指名後直近の定時株主総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- ④委員長は、社内取締役等をオブザーバーとして委員会に参加させることができる。

第 5 条 (開 催)

委員会は、毎事業年度に2回以上開催する。

第 6 条 (招 集)

委員会は、委員長が招集する。

- ②委員長以外の委員は、委員長に対し、委員会の招集を請求することができる。

第 7 条 (通 知)

委員長は、委員会を招集するにあたり、各委員に対し会日より前に、その通知を発するものとする。

第 8 条 (議 長)

委員会の議長は、委員長がこれにあたる。なお、委員長に事故があるときは、委員会においてあらかじめ定める順序により他の委員がこれにあたる。

第 9 条 (審 議)

委員会を開催するには、過半数の委員が出席しなければならない。

- ②委員会は、必要に応じて、委員以外の者をアドバイザーとして出席させ、その報告と意見を聞くこと、また知識習得の機会を得ることができる。
- ③委員会が当社の役職員に対して委員会への出席を求めたときは、その役職員は正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
- ④前2項の規定により委員会に出席する者は、委員会に対し、委員会が求めた事項について説明しなければならない。
- ⑤特定の審議に利害関係を有する委員は当該審議に参加してはならない。
- ⑥委員は、委員会で知り得た情報を機密として適切に取扱い、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。

第 10 条 (答申・委任事項の決定)

委員会による意思決定は、諮問事項および委任事項に関して総合的な審議を尽くした後に、議長が行うことを原則とする。

第 11 条 (記 録)

委員会の決定内容は、これを記録し、グローバル本社において10年間保管する。

第 12 条 (事務局)

委員会に関する次の事項は、委員会の事務局において処理する。

1. 答申案の起案その他委員会の事務に関する事項
2. 委員会で審議・確認したまたは審議・決定した個別の報酬が実際に支払われていることの確認
3. 委員会議事録の作成および保管
4. 前各号のほか、委員会の運営補助に関する事項

第 13 条 (報 告)

委員長は、第3条に基づく諮問に関する答申につき、すみやかに取締役会に報告するものとする。

- ②委員長は、第3条に基づく諮問に関する委員会の議事の経過をとりまとめ随時取締役会に報告するものとする。
- ③取締役会は、第3条に定める諮問事項につき、委員会の答申を尊重しなければならない。

第 14 条 (他機関との情報交換等)

委員会は、取締役の業績評価の相当性について適切に判断することを目的に、必要に応じて、指名委員会との間で情報交換を行うものとする。

- ②委員会は、委員会の実効性について、毎年、自ら評価し、また3年に一度以上、第三者の評価を受け、それぞれの結果につき、取締役会に報告するものとする。

第 15 条 (改 廃)

本規程の改廃は、委員会の審議を経て、取締役会決議によって行うものとする。